

### 第38回 広域系統整備委員会議事録

日時 2019年1月25日(金) 10:00~12:00

場所 電力広域的運営推進機関 会議室 A、B、C

出席者：

<委員>

- 古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)  
岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)  
加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)  
工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 常務執行役員)  
田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)  
大久保 昌利 委員(関西電力(株)執行役員 送配電カンパニー 担任)  
大村 博之 委員(JXTGエネルギー(株)執行役員 リソース&パワーカンパニー  
電気ガス販売部長)  
鍋田 和宏 委員(中部電力(株)執行役員 コーポレート本部 部長)  
松島 聡 委員(日本風力開発(株)常務執行役員)  
柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株)執行役員)  
下河内 克倫 代理(大阪ガス(株)ガス製造・発電・エンジニアリング事業部  
電力事業推進部 戦略企画チーム 課長)

<オブザーバー>

- 日置 純子 (電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室長)

欠席者：

- 伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株)代表取締役)  
大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)  
坂梨 興 委員(大阪ガス(株)理事 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部  
電力事業推進部長)

配布資料

- 資料1 - (1) : (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて  
資料1 - (2) : (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について  
資料2 : 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について(報告)  
資料2 別紙 : 送配電等業務指針第33条第1項第2号アからエの要件適否の状況に係る詳細について(2018年12月末現在)  
資料3 : 広域系統整備計画の進捗状況について

## 1. (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて

- ・事務局から資料1－(1)により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

### [主な議論]

(田中委員) 暫定接続の適用の検討と暫定接続の課題のところではコメントがある。12ページの最初の二つ目のポイントで、現行のルールを考えながらファーム電源として不整合の無いよう今のファーム電源のルールを考慮すると書いてあり、考慮に入れるというのはそうなのだが、それほど気にすることでもないと思う。ファームといっても暫定なので、本格的なファーム電源とはまったく違うものと考えて良く、そこは割り切りをして、暫定接続用のルールということで扱っても良い。もう一つは13ページの課題の二つ目のところで、暫定接続を導入すると空容量に誘導するインセンティブがまったく無くなるという表現は、かなり極端な表現であり間違っているとも言えるのではないかと。暫定接続する電源というのは、常時抑制されるリスクを負っており、これは収益性の点で非常に大きなリスクとなる。ということは、暫定接続により、多くの電源が入ってくることはなく、リスクの受け取り方にもよるが、あくまでも10年などの長期に渡って抑制されるようなリスクを考えれば、多少なりインセンティブが弱まる可能性もあるという程度で、かなりのインセンティブは残るのではないかと。そう考えると、二番目の暫定接続だけ限定的に重たい足枷をつけるという扱いでなくても良い。また、三番目の合理的な設備形成をするというのは当然で、これは暫定接続だけではなくて、N－1電制でも、ノンファームでもすべて同様である。本日の主題ではないが、資料の7ページの1番目のところは、N－1電制の導入によって下位システムへの電源接続が進むと基幹系ループシステムの空容量が不足し、基幹系の設備増強が増える可能性があるという大事な指摘をしている。これはN－1電制でも気を付けないと、基幹系ループシステム増強の圧力がかかるということなので、下位システムとあわせて合理的な整備形成を考えるべきであるから、暫定接続だけ限定的という扱いでなくても良い。もう一点、12ページの最初のところ、ルールづくりに時間がかかることある。当然、さまざまな課題をクリアする必要はあると思うが、海外調査によると、恒常的なノンファームは無く、すべて暫定ファームだったということなので、実は海外には多くの事例があるのではないかと。それを日本の事例にあてはめるのであれば、課題はあるけれども時間が多くかかるということは無いので、もう少しスピード感があっても良い。ポイントは、この暫定接続は、長期に亘る増強工事完了前の空容量をなるべく使うことであって、社会的な効率性があり有効活用するという視点で何かやれると良い。今回すごく後ろ向きな感じを受けるので、課題をクリアすることは大事だが、もう少し前向きに捉えて暫定接続を考えていければ良い。それは、空容量をより有効に使うという社会的な効率性の点から考えれば良いと思う。

(佐藤理事) 田中委員がおっしゃった最初の点について、私どもの理屈は12ページ目になるが、暫定接続でもファーム電源と変わらないぐらい流せるという前提で、13ページのインセンティブが無くなってしまふかもしれないという論理体系である。しかし、田中委員がおっしゃったのは、暫定接続はファームと違うルールで良いということであり、暫定接続は結構抑

制される可能性があるため、それなら空容量への連系の方が良いという哲学である。ここが私どもと異なるため、田中委員のおっしゃることと違った結論になっている。したがって暫定接続をどこまでファームに近づけるかという哲学的に詰めるところがある。時間がかかるというのは書き過ぎかもしれないが、整理は必要なので、そこはしっかりとやらせていただく。

(事務局) 田中委員がおっしゃった 7 ページの問題は、我々も大きな問題だと思っている。基幹系ループ系統には電制という方策も無い中、ここがまず混雑してくる可能性がある。そして、ここが一番お金も工期もかかる系統ということで、そのあたりの課題も含めて、インセンティブが無くなってしまうというちょっときつめの表現になっている。したがって、全体を含めてどうしていくかというのはご議論いただきたい。あと 12 ページの課題について、海外でやっているということも前回紹介させていただいたが、基本的に暫定接続をやっているのもイギリスとアイルランドだけである。よって、あまり広くはやられていないということと、バックとなる制度が、もともとかなりの重い量を発電側課金しているという前提がある中で、補償もすべて一般負担、いわゆる発電側課金でやっているところで補償しているため、バックにある制度がかなり違うのではと思っている。日本の場合も全部補償すれば、おそらく同じようにあまり複雑なルールにしなくてもできると思うが、発電側課金の重さ等が違ふと考えると、やはり抑制をしていただいた分は、抑制された方が負担をしていただくというのが日本の場合だと基本なのかと思っている。そういう違いを考えると、海外のルールのまま適用するというわけにはいかないのではと思っている。なにしろ、複雑な課題があると認識しているので、以降、ご議論いただきたい。

(古城委員長) 今の最後の説明は、抑制の時、自己負担だったら田中委員がおっしゃったようなことになると。抑制されてかつそれは自ら負担するということになれば、インセンティブは従来と変わらず、田中委員のおっしゃるようなことになる。そうではなくて抑制分を補償することになると、どんどん使おうというようになると、こういう説明でよいか。

(事務局) 少なくとも、海外、イギリスの場合は抑制分を全て補償している。それは一方で、託送料金として混雑料金として負担をしているからである。そういうバックの制度が基本的に違っている。よって日本型での前提での書き方になっている。

(古城委員長) 日本型の前提を入れると、田中委員のおっしゃるようになんか心配することではないということになるのではないか。要するに、暫定接続する人はそんなに得ではないのだから。

(事務局) 本当にそうなるかどうかということも含めて制度設計である。基幹系統がそれだけ空容量がなくなって、ほとんど発電できないということであれば、おそらくおっしゃるとおり誰もそういうところに暫定接続したいとは言わないだろうと思う。但し、そこまで空容量がゼロになっている系統というのも無いので、わずかに超過するだけで増強してくれということに対して基本的には我々としてはすべて増強しないといけないということになる。それがすべて一般負担だとすると、本当にそれが合理的なのかという話にもなると思っている。よって、もう少し課題を整理させていただく。

(加藤委員) ちょうど今の話とも関係するのだが、暫定適用される事業者というのは、将来的に工事が完了するまでは暫定接続という形で、工事が完了すれば当然普通のファーム電源として運用できるわけなので、要するに工事をするということを前提にしており、それに伴う一部負担金というか特定負担分を事業者は支払うという認識でよいか。

(事務局) 費用負担ガイドラインにもとづき、一般負担の上限額を超過した部分は特定負担となり事業者が支払うこととなる。

(加藤委員) やはり先程の田中委員の話と一緒にのだが、13ページの2つ目のところで空容量のある系統へ誘導するインセンティブがなくなってしまう懸念があると書かれているが、以前、この委員会ができた時、最初は電源ありきでその電源の電力を送るために系統をどう作ればいいのかという、要するにネットワーク全体としての最適化が全然図られていないという話をして、電源とネットワーク両方を考えて、合理的な設備形成をしていくべきだろうという発言させてもらった。逆に今回の話を聞いていると、今度はネットワークありきで空いているところに入れると言うように見える。今、お伺いした、特定負担をしてまでもメリットがあるということは、結局、系統全体としては安い電源がそこに入ってくるため、系統増強を考慮していいのではないかということになり、3つ目の四角にあるような合理的な設備形成ということを考えれば、このような電源が入ってくるというのを拒否する必要は無い、むしろ積極的にやればいいのではないかと思う。そういった意味で、先程田中委員からもお話があったように、私も少し後ろ向きじゃないかと思う。積極的にビジネスで成り立つということは、結局、社会的な便益があるということなので、系統増強していけばいいのではないかと思うが、いかがか。

(佐藤理事) やはり両案あるような感じもして、これが必ずしも正しいとは思わないが、まず空容量のあるところがある。空容量があるところは別に何の増強の負担も無く入れる。ところが、ここの哲学で書いてあるのは、空容量が無いところに今入ろうとすると、特定負担は発生する場合としない場合があるが、少なくともかなりの時間待たされる。10年間とかかかるかもしれない。そうなるのであれば、やはり空容量のあるところの方が距離も遠いし、kWも小さいけど入ろうかなと思うかもしれない。10年も待たされるのであればどうかなと思うところが、暫定接続で電源ができたらずぐ流せると分かった場合に、わざわざ空容量のあるところに入る事業者がいるのかということで、インセンティブがなくなってしまう懸念はあると記載させていただいた。ただ、加藤委員がおっしゃるように、新たに接続しても暫定は暫定なので、100%は動かさない、ひょっとしたら2、3割かもしれないと考えるのであれば、結局やはり空容量の方がいいかと思われるかもしれないが、12、13ページはあくまで現行ルールに照らし合わせたファーム電源として不整合にならない形で、結構流せるということを前提として作ると、暫定接続のほうがよいのではないかということになり、わざわざ空容量のあるところまで行こうと思うことが無くなるという意味で書かせていただいた。

(加藤委員) そのところは、例えば特定負担の今のルールにあるものに従うという話が制約としてあるが、もしその特定負担分が高い場合、それを考慮したとしても事業として成り立つのであれば、積極的に払ってでもその設備を増強することになると思う。先ほどから出てい

るように、10年も何年も出力抑制をしなきゃいけない、そこまで考えてビジネスとして成り立たないということであれば、やはり空容量のあるところに行かなければならない。結局それは、合理的な設備形成という観点、社会的なコストという観点からすると、それはどちらを選んでもいいのではないかという気がする。

(事務局) 議論の前提が少しおかしくなっているように思える。少なくとも、今、加藤委員がおっしゃるとおり、系統と電源と全体最適を目指すというのは理想像である。連系線等では費用対便益という手法を入れてやろうとしているが、こういう地内系統にはまだ費用対便益という考え方は無く、いわゆる負担金制度によって、一部は特定負担で発電事業者が支払い、一部は一般負担ということで、その系統増強が発生する時にはやはり負担金が高くなるので、そういうところで空容量のあるところに行くインセンティブを持たせており、全体として最適になるようにしているということである。この2つ目で言いたいのは、いわゆる基幹系統の話であり、基幹系統というのはここでもご議論いただいたとおり一般負担であり、特定負担ではない。上限を超えた分は特定負担となるが、かなり高い一般負担の上限額を設定しているため、基本的には一般負担で増強するということになる。よって、負担金が高いからといって空容量に行こうというインセンティブは働かないということになる。基本的に工期の面でしか働かないという認識である。そういう意味で、基幹系統ではそういう問題、懸念があるということを行っている。おそらくローカル系統で、一部、費用負担ガイドラインにもとづいた特定負担がある中では、空容量に行くインセンティブは働くので、そこは加藤委員がおっしゃるとおり、そこでビジネスとして成り立つのであれば、それで全体最適になっていると見做すこともできるのではないかという考え方もあると思っている。この論点になっているのは、あくまでも基幹系統の話だということである。

(古城委員長) 田中委員がおっしゃったように7ページの1ポツ目の話は、根本的に一般負担で設備ができるため、過剰に入るかもしれないということで、暫定接続があろうが無かろうが存在する問題ではないのか。

(事務局) 存在する問題であるが、暫定接続というのは先程も言ったとおり、負担の問題が無い。一方で工期の問題があるため、10年間待たないといけなければやめて、空容量のある系統に行こうというインセンティブが今までならば働いたわけである。

(古城委員長) だから歪みを一層加速させていると言っているわけか。

(事務局) そうということである。

(古城委員長) ただし、田中委員と加藤委員がおっしゃっているのは、大もとのところでそれは解決すべきで、要するに暫定接続自体に問題は無いわけである。大もとが歪んだから、暫定接続をやるから過剰に接続が生じてしまうという話であり、大もとのところを解決しておけば、暫定接続は要するに今ある空容量を活用して暫定的に使えるようにするものなので、プラス面だけということになると思う。下流に接続することで、上流の基幹部分の増強が必要となり、コストはすごくかかるが、それを接続者が負担しないという大もとが存在しているのが問題となっているのではないか。

(事務局) それは現状のルールがそうなっているからである。

(古城委員長) そういった現状のルールがある中で暫定接続を認めると、ますますそれが過剰になってしまうという説明とと思っている。理屈の話であるが、大もとのところでそういうのが出ないとしたら、暫定接続というのはむしろ便利でプラスになるものである。

(事務局) おっしゃるとおり、大もとのところ、いわゆる負担金制度を変えられるのかどうかというところも含めての問題だと思っている。

(寺島理事) 皆さんのご意見を受けて、私なりに少し整理させていただく。このファーム電源の暫定接続などいろいろなコネクト&マネージの議論をここでやっているが、皆さんのお話の中で、もう一つ上の次元、それが委員長の言う「大もと」ということなのだが、そこにはもちろん費用負担ルールの問題もあるが、そもそも費用負担ルールは、制度・ルールの問題で扱うもの。ここでは、合理的な設備形成をしなければいけないという判断があった上で、その上での暫定接続での話である。何が合理的な設備形成かという判断をした後に、その暫定接続というのがあるので、基本的に暫定接続をしないというのは、事務局が言ったように時期を早められるかどうかという行為である。その上の次元で、これが合理的な設備形成なのかという大もとの考え方については、別途、この議題で扱うのではなく別の形で、連系線だけではなく、域内をどうするべきなのかという議論も含めて現在、整理をされているところである。その上で、いたずらに暫定連系を全部に行うのか、それとも空容量があるならば、次元の問題としてルール側で工夫した方が良いのかというところをチェックしながらやっていこうということなので、ここは、2段に分けて考えていただく方が良いのではと思う。その意味では、おそらく冒頭の田中委員や加藤委員のおっしゃったところは、もっと大きな部分も踏まえていることなので、少しこの議論と次元が合わなかったのではないかと思う。そちらの方は、是非とも今日のご指摘も踏まえて、合理的な設備形成というのは、連系線に留まらず域内基幹系送電線の問題になるので、それらはどうあるべきかという議論として、今後、しっかりと受け止めさせていただきたい。

(松島委員) 確認したいことが1点と、質問が1点。先に質問であるが、13ページのところに多少関連することで、暫定連系の物理的なイメージを確認したい。幹線の工事が終わるまでの間、暫定的に接続するということであるが、幹線の工事が終わった後の連系点と、暫定運転する間の連系点は同じ場所としてイメージしているのか。それとも幹線の工事が終了するまでは、別の枝線につないでおけば10ではないが5は流せるということを含めて暫定と考えているのかを確認したい。13ページのところを読む限り、連系点は変わらないと自分は理解したのだが、その辺りのルールがまだはっきりしていないので何とも言えないところがあるかもしれないが、現状でのイメージを教えてください。それと、意見としては、7ページのところ、以前からしつこいかもしれないがノンファームについて継続検討して欲しいということを述べさせていただいている。電力システム改革の目的である電力料金の抑制というところと、市場の開放というところを踏まえて、是非このノンファームについても検討を継続していただきたい。

(事務局) ご質問の件についてはケースバイケースで、基本的にはアクセスポイントは一緒で、その上位系、例えば7万Vの系統に電源が接続したことで、基幹系統の増強が必要ならば、その7万V側のアクセスのポイントは一緒になるものと思っている。ただし、例外的に考えられるのは、例えば東北北部の募集プロセスのように、超高圧や基幹系統に直接電源を接続する場合などは、そちらの工事そのものも時間がかかる場合があり、東北北部募集プロセスのケースでは、一旦違うところにつないでにおいて、本対策が終われば繋ぎ直す、ただしその費用も含めて、暫定接続することにメリットがあるのであればそちらを選択してくださいという形のケースもあるので、一概には言えないが、基本的には下位系統につながった電源のための上位系統対策なので、アクセスのポイントは一緒だという認識である。ご意見の方につきましては、我々もノンファームの議論をストップさせているわけではなく、今回説明させていただいたが、暫定接続そのものがノンファームの検討に資するものであため、まずはやれることからやりつつ、議論を進めていくものだと思っており、その辺りは重々心得てやっていきたいと思っている。

(岩船委員) 私もノンファームの話かなと思っていて、そちらの意見を用意してきたが、暫定接続の話ということで。ただ、議論を伺っていて、やはり大もとという前提によってやはりかなり意見が違ふと感じた。私は13ページの2ポツ目を見てもっともだなと思ったのだが、確かに、暫定接続したものの、どのくらいそのまま発電できるのかと言うことが問題であり、例えば原子力が停まっていて空いている基幹系統などはしばらく使えそうとかいうイメージがあるわけである。そういうイメージが皆さん違うため、議論が噛み合っていない部分もあるのかなという気がした。さっき加藤委員がおっしゃったように、今は確かに電源とネットワーク両方の最適化をしていくのが理想であるが、今のネットワークというのがおそらく前提にあって、そこからなるべく合理的な設備形成を考えるというのが、我々が求められているミッションなのではないかと思う。比較的空いている送電線のイメージでは、13ページの2ポツ目の記載は、結構合理的なのかなと思った。ただし、7ページの1つ目のところが私はちょっとわからなかったのだが、N-1電制で結構空いたと思っていて、だからなるべくそこに繋いでくれればいいのではないかと、やはりそっちを優先して欲しいという気がしていたのだが、ここを読むと、今のN-1電制分が全部入ると基幹系ループ系統が詰まることもある。つまり、今のN-1電制の容量というのは、基幹系統まで考慮した上で発表された数字ではなかったということなのかというのが質問である。

(事務局) 前回の資料を見ていただきたいのだが、基幹系ループ系統で算出することは難しかったので、一つ下の基幹系統より突き上げる直前の変圧器のところで合計した値を用いて数値を公表したものである。

(岩船委員) ということは実際、利用可能なN-1電制の空容量というのは、4,000万kWよりはだいぶ落ちるというイメージでよいか。

(事務局) どの程度落ちるのかは分からないが、集中度合にもよるのではと思う。基幹系統がそれほど混雑していないエリアもあれば、もう既にパンパンに詰まっているところもあり、そこはエリアによって違ふが、大幅に落ちるということはないのではと思っている。ただし、前回お示ししたのは、そもそも連系ニーズが無いエリアについても、電制によって容量が

増えるため、ニーズがあるところがどれだけ増えているかということ、それほど大きくないかもしれない。そういうところは既に電制を適用しているということもあり、そういう意味では、前回お示しした数値は全体の数なので、あの数字だけが独り歩きすると我々も危険なのではという気はしている。

(岩 船 委 員) あともう一つ、そういう意味でN-1電制の空容量に入れる電源と入れない電源がいると思っている。例えば洋上風力などは入れないのではないか。だから洋上風力をやるなら例えばこの暫定接続を選ばないと無理かもしれないとか、そういう電源種類のイメージは大事だと思う。火力を建てる人と再エネの人との間で、再エネにしても風力と太陽光との間では、やはり条件が結構違うと思うので、その辺りをもう少しイメージできるというのではと思う。もう一つの質問は、結局、ヨーロッパ、アメリカで、ノンファームはやっていなかったという話は分かったが、よく考えるとカリフォルニアなど、要するにPVが多いところの情報というが出ないまま、海外調査が終わった印象があり、その辺りも確か少しは調査されていると思うので、いつか時間があれば教えていただきたい。

(大久保委員) 24ページ目で、今後の検討スケジュールが書いてあり、暫定接続については2019年度一年間でいろいろ仕組みを検討されるということで、さまざまな課題があったと思うが、例えば基幹系ループ系統に適用していくことになることになると、いろいろな混雑の処理方法とか抑制方法とか、運用上さまざまなことを定める必要があると思う。これはおそらくノンファーム型接続にもつながるものであり、しっかりと検討していかなければならないと思うので、協力していきたい。それと二点目、19ページ目で暫定接続の課題として、混雑処理の絵が書かれており、その中でファーム電源と、FITのファーム電源と2つあり、ファーム電源のFIT部分、右の方に行くと、実需給断面のところに吹き出しがあり、「暫定接続電源(FIT)の抑制分もインバランスとして一般送配電事業者が負うことになるか?」と書かれているが、ここで「?」と書かれているのは、議論的にこのFIT電源というのは、計画の主体が一般送配電事業者にあるので、そこが担うべきではないかということで書かれたのではないかと思うが。しかし、本来のFIT法の由来から考えて、こういう抑制、系統上の問題があって抑制をするということに対して、そこを一般送配電事業者が負担するのかどうかというのは、もう少ししっかりと議論していただいた上で決めていただきたいと思う。

(事 務 局) 少し誤解があれば説明不足で申し訳ないが、我々としてはそのとおりで、調整力への影響を考慮しなければならない。ここの図で示したかったのは、先ほど、やればよいというご意見もあったにはあったが、やはり暫定接続を全部何でもかんでもやってしまうと、現行ルールに置き換えれば、FITの場合は間違いなくインバランスは一般負担になってしまうので、やはりそのままやるのは無理があるのではないかということで、暫定接続が悪いとは思わないが、それですごい量の暫定接続が出て、その分を一般負担で調整するというについてはやはり課題があるという意味で書かせていただいた。必ず一般負担でやるべきだと言っていることではない。

(工 藤 委 員) 基幹系統の空容量が不足して増強工事が必要になった時に、長期に渡る工事の期間を暫定接続という形で、早期に接続を可能にすることは、ノンファーム型接続よりも実現可能性が高いということで、ぜひ検討すべきだと思う。ただ、13ページのところが議論になっ

ていたように、私自身もこの 2 ポツ目に書いてある内容は納得ができるというところであるが、やはり根本的なところには、できるだけ電力のコストを下げなければいけないという前提がある中、基幹系統の増強費用は基本的には発電側の負担にもならない中で、コネクト&マネージの本来の目的は、既存系統の最大限の活用をするということがあるわけなので、この暫定接続を全部認めてしまうと、やはりその既存設備を最大限活用するというところへのプッシュが、やはり弱まってしまうのではないかという懸念を持っている。やはり、繰り返しになるが、電力コストを下げるということは非常に大事なことだと思うので、合理的な設備形成が何かということには議論が必要だと思うが、やはり真に必要な場所に限定して行っていくべきではないかと思っており、重点地域を指定する等、最適な増強について、場合によっては国レベルで議論すべきことではないかとも思い、さまざまな検討事項があると思うので、ぜひ国レベルにも問題を提起していただき、暫定接続はやるけれども、きちんと既存設備の最大活用という根本が壊れない範囲でやるということ、もう一度、先ほど出ていたように哲学というのを作ってやっていくべきではないかと思う。

(大村委員) できることから検討して早期に導入するというのは、正しい理解だと思う。おそらくこの暫定接続というのを検討されるのは、発電事業者のニーズがおそらくあって、工期が長いとやりたいこともできない。したがって、自分たちが多少犠牲になっても早期に接続したいというのがあると思うので、これはやはりなるべく早期に、システム面も含めて導入してあげないといけないというのが一つ。それからもう一つ、工藤委員もおっしゃっていたが、もう一つの視点はやはり託送料を上げない方向で、しっかりと制度設計をしなければいけない。つまり一般負担が増えていくということが、そちらの方につながるわけで、何らかその歯止めを設けないと、やはり一般の消費者の負担額が多くなるという点もあるので、そこもしっかりと見ていかなければならないと思う。

(柳生田委員) 私も 13 ページの 2 ポツ目については、インセンティブが無くなってしまいう懸念というものはあるのではないかと思う。事業者の目線から言うと、まず土地とか発電所が建てられる条件が整って、接続しようと思った先がそうでしたっていうのが大体のパターンだと思うので、それによってここが使えないから、次の土地を見つけてというのはなかなかそう簡単にいくものではないなと思うのが一つ。もう一つはやはり一般負担の上限というのがかなり高いところに設定されていると思っており、暫定接続まで認めてしまった場合に、託送料の上昇という観点で、例えば、その暫定期間が必要だということは、すなわち、発電所を作るよりもさらにもっと長い期間、上位系統の改修に時間がかかるということの意味していると思うと、時間がかかるということはそれなりに相当な金額がかかるということだと思う。それは、発電所の建設以上にかかるということですから、かなり一般負担の額が大きくなることを想定していることになる。そのエリアの需要が一定だと思えば、バックアウトされる電源の原価と、それから一般負担をした全体のコストでどちらが経済的かというのは、かなり慎重に考えないと、事業者としては目線が合うかもしれないが、社会的コストという意味で言った時に、全体としてどうなのかと考えた場合、一般負担の上限

がかなり高いところにあるので、かなり大きな値になるのではないかと思う。そういう意味では、懸念があるという方にもう少し重きを置かれてもいいのではないかと思う。

(田置オブザーバー) 一点確認させていただきたい。10 ページの 2 ポツ目に書かれてあることについて、今、いろいろ議論になっている暫定接続は、高圧系統への適用はしないということで、配電(高圧系統)ではなく、高圧系統全体への接続というものにこの暫定接続は適用しないと読めばよいのか。

(事務局) ご認識のとおりである。高圧系統には適用しないこととしてはどうかということである。ご質問は、この配電系統の定義のところがよくわからないということか。

(田置オブザーバー) 暫定接続のところは、課題整理が必要と△が高圧の部分まで 4 つあるわけだが、ただ、この文章を読めば、高圧系統への暫定接続は適用しないということなので、今後の課題整理が必要とするケースは、この特別高圧への接続で、混雑系統は上から 2 つ、ここに絞って検討するというそういう理解でよいか。

(事務局) 混雑系統については、特別高圧の系統という理解である。高圧系統に接続した電源のために、特別高圧の系統を増強する場合に、暫定接続の適用を考えるという解釈である。

(古城委員長) 事務局でまとめることはあるか。

(事務局) 今日、本当に多くのご意見をいただいた。今日は暫定接続のいわゆる課題出しだと思っていたが、課題出しもまだ完璧ではないと思うので、もう少ししっかりした形でまとめて、次回以降ご議論いただきたい。

## 2. (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について

- ・事務局から資料 1 - (2) により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

### [主な議論]

(下河内代理) 個別検討と一括検討とそれぞれ一件ずつコメントをさせて頂く。9 ページの個別検討について、方策 1 のデポジット制の新規導入により、系統容量の空押さえを規制するということは理解できるが、こうした仕組みを設けることで事業者側に相応の責務を課すということであるならば、接続契約の申込みから連系承諾までの一連のプロセスに関する協議、調整がスムーズに進められるように、一般送配電事業者にはさらなる協力をお願いする。また、広域機関においても、問題が生じた場合には引き続き必要なサポートをお願いする。その観点から申し上げますと、12 ページの系統容量の空押さえに対する方策で、真ん中の上の方にある第 97 条の 2 項についてのご説明があったが、一つ目のところで、「連系承諾後 1 ヶ月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合には、暫定的に確保した送電容量を取り消す」という改定案が記載されている。これについては資料には書いていないが、既に意見募集の手続きが行われ、結果も公表されていると思うが、複数の事業者から「1 ヶ月ではちょっと短すぎる」という意見や、「1 ヶ月を過ぎて契約できない場合、有無を言わさ

ず一方的に容量が取り消されるというのは、ある意味不平等なので、例えば原則としてとか、特段の理由無くとか、セーフティーネットの文言を入れて欲しい」という意見が複数あったと認識している。最終的にこの案の方向で改定されるという場合、重要なポイントが3点あると思っている。1点目は、連系承諾がいつになるかというのが最大のポイントなので、言葉を選ばずに申し上げれば、一般送配電事業者が無理強いして、この日だみたいな感じで決めてしまうことのないよう、連系承諾日については、接続を希望する事業者と十分な協議調整の上決定すること、2点目は、連系承諾のプロセスと並行して、工事費負担金契約の中身の詳細についても、一般送配電事業者が真摯に協議に応じていただくこと、最後は、そうした協議の過程で問題が生じた場合には、広域機関が相談に応じていただくことである。この3つ以外にもあるかもしれないが、このような運用が徹底されれば、今回の改定案というのは、ある程度リーズナブルになってくる可能性がある。これについては、既に広域機関で対応を検討しているかもしれないが、改めてこの場を借りてお願いするので、コメントがあればお願いしたい。次に、一括検討の方だが、これは30ページの負担金補償契約の案1か案2かという議論になっていたかと思うが、この辞退による再検討の繰り返しの問題意識が高いので、案2の方が効果が高いという印象は持っている。ただ、その効果が本当に高くなるかどうかのポイントとなるのは、資料にもある通り、我々がこのリスクマネーである上限額を申告する上で、有効な情報提供がいかになされるかだと思っている。内容については、今後詳細検討となっているが、どんな情報提供が有効なのかは、事業者の意見も聴きながらで検討を進めて欲しい。

(事務局) 基本的に、指摘の通り1ヶ月という期限を設けるが、実際の契約に至るところについては、当然、その事前の協議を経たうえで1ヶ月という認識なので、そのように対応していく。

(工藤委員) 他者辞退による再検討を繰り返すことにより、募集プロセスが大幅に遅延することを防ぐために、30ページにある案2のように工事負担金の補償契約を早期に締結するというドラスティックな変更が必要だということは理解できる。一方で、補償契約を締結したとしても、依然としてリスクは残念ながら残るので、辞退企業がデフォルト等によって補償契約を履行できないというケースもある。その場合の対応方法もセットで入れておかないといけない。特に発電プロジェクトの場合は、SPCであったり、最近ではファンドということも多いので、単にSPCに工事負担金を求めても、それを履行できない事態というのは、故意ではないにしても起こってしまう可能性があるので、検討が必要だと思うが、その場合はスポンサーに遡求するとか、銀行からLCをもらうとか、そういう仕組みはあった方がよい。他者辞退による上限超過時に補償義務の解除も定義されているが、実際には発電所を作ろうとしている人たちは、補償契約を先に結ぶということで安心感もあるので、実際に土地を確保したり、工事に着手したりと、おそらく補償契約締結により、先に工事を進められると考えると思うので、事業者として後戻りできない状態になっているということも考えられる。やはりそこはしっかりとしたものが必要ではないか。具体的には、補償契約締結後、その責を逃れてしまった人がいるとすれば、例えば、次回からは入札には参加できないとか、もちろん、きちんとした履行をしてもらうのが一番良いわけだが、そこま

ではできないということであれば、やはり募集プロセスへの応募を制限するとか、ペナルティ的なものを設けるといふこともあるのではないか。

(鍋田委員) 5 ページのフローについて、念のため確認したい。一括検討の 2 回目の技術検討の前で負担可能上限額を申告するという事になっている。私たち事業者が事業をやるかどうかは、やはりお金の面と、いつその事業が開始できるのかということが大事になる。最初の接続検討では、たくさんの事業者が来ているので、恐らく大きな規模の接続検討になっており、2 回目の技術検討で工期が延びるという可能性は、あまり無いと思っている。杞憂かとは思いますが、例えばこの 2 回目の技術検討した時に、負担可能上限額を超えたとか、1 回目の接続検討時よりも工期が延びたという場合は、デポジット、保証金についてのペナルティを免除する等の検討については、どのように考えているのか。

(事務局) まだそこは検討できていないが、意見の通りだと思う。前段のところでも事業性判断してもらっている中で、負担可能上限を超えた条件でしか解除できないというのは、やはり少し違うと思う。それ以外にも、判断した条件が不利益な方向に変わる場合は、当然解除できるという条件を加えていくべきと思うので、意見を参考にさせて頂く。

### 3. (長期方針) 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について (報告)

- ・事務局から資料 2 により説明を行った。
- ・質疑なし。

### 4. 広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

- ・事務局から資料 3 により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

#### [主な議論]

(加藤委員) 先ほどのアクセス検討のところと関係するが、東北東京間連系線の増設にあたって事業者を決めたが、これは最終決定していないという理解である。確か東南北部に大部分の事業者と東北北部に事業者がいたと思うが、まだこれも確定していない。心配しているのは、9 ページの工事概要の 6 番の変電所と 2 番の送電線の増設にあたって、この計画時に連系線か域内増強か結構この委員会で揉めたと思う。結局、東北北部の電源事業者が降りたら、この送電線は作らなくて良いという結論になったと理解しており、それ自体は良いと考えている。問題は、その後に北東北で募集プロセスが動いており、需要を考えると多くの電力を南側に送らざるを得ない。そうすると、北東北で系統増強をするために、東北電力がいろいろやっていると思うが、おそらくこの 2 番の送電線ありきで、特定負担とか、いろいろな計算をしていると思うが、先ほど言った事業者が降りると、この送電線は必要なくなる。ところが、北東北の募プロでは、この送電線は必要だということになると、特定負担分が募プロの方に上乗せされる可能性がある。そうすると先ほどアクセス検討プロセ

スの議論でもあったが、特定負担が増えたことにより辞退の繰り返しが出てくる可能性がある。こういう問題が発生する可能性を危惧しているので、今回の提案がうまく行くのかどうかもあわせて検討して欲しい。

## 5. 閉会

(古城委員長) これにて、本日の議事はすべて終了となったので、第 38 回広域系統整備委員会を閉会する。ありがとうございました。

—了—